

28. 21

優先権証明書発行事務の遅滞による 提出期間徒過に関する取扱い

特許法第43条第2項^{*1}の規定により提出すべき書類（以下「優先権証明書」という。）の提出期間の徒過が、優先権証明書を発行すべき政府による優先権証明書の発行に関する事務の遅延により、特許法条約第13条（3）及び第14規則（6）（7）に規定する要件に準じた以下の要件を満たした場合には、出願人の責めに帰することのできない理由により期間内に手続ができなかったものとし、期間徒過後の提出を認める（特43条8項^{*1}、特施規27条の3の3第6項1号^{*2}、商施規7条の2第3項1号）。ただし、個別具体的な事例において形式的には要件を満たさない場合であっても、総合的に勘案して判断を行う。

（要件）

1. 特許法第43条第2項^{*1}に規定する優先権証明書提出期間満了の2月前までに、先の出願がされた官庁へ優先権証明書発行の請求をすること。
2. 特許法第43条第7項^{*3}の規定により優先権証明書を提出することができる期間（特施規27条の3の3第5項、商施規7条の2第1項）内（ただし、意匠においては意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する優先権証明書提出期間内）に、上申書に、優先権証明書発行の請求を行った官庁及びその申請日を記載し特許庁長官へ提出すること。併せて、1.の事実（先の出願がされた官庁に対し優先権証明書提出期間満了の2月前までに優先権証明書発行の請求をしたこと）を裏付ける証拠書類又は宣言書を特許庁長官へ提出すること。
3. 先の出願がされた官庁より優先権証明書を手入してから1月（在外者にあつては2月）以内に特許庁長官へ提出すること。その際、優先権証明書提出書の【その他】欄に、「特許法第43条第8項^{*1}の規定による優先権証明書の提出」である旨を記載すること。

（改訂令和2・4）

^{*1} 特43条2項、8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用

^{*2} 特施規27条の3の3第6項1号：実施規23条2項、意施規19条3項において準用

^{*3} 特43条7項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項において準用）、43条の3第3項（実11条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用